

大阪経済法科大学学則

第1章 総則

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の理念に基づいて、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、豊かな人間性と国際感覚にあふれた独創的で実践力に富む人材を育成し、もって社会の発展と平和に貢献することを使命とする。

第1条の2 本大学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うとともに、文部科学大臣が指定する認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

2 前項の点検及び評価に関する事項については、別にこれを定める。

第1条の3 本大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第2章 学部及び学科等

第2条 本大学に次の学部及び学科を置く。

経済学部	経済学科
経営学部	経営学科
法学部	法律学科
国際学部	国際学科

2 各学部学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 経済学部経済学科は、経済学を中心とする幅広い専門知識とその実践的応用能力を有し、内外の社会的状況を考慮しつつ、市民生活や企業の直面する諸問題を理解し、倫理と公共性と責任感を持って、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。
- (2) 経営学部経営学科は、経営学を中心とする幅広い専門知識と多様な応用能力を修得し、技術革新やグローバル化の進展によって産業や社会システムが変化する中で、実践的な課題解決力を備え、現代ビジネスの諸課題に主体的・創造的に対応できる人材の育成を目指して、教育研究を行う。
- (3) 法学部法律学科は、基礎的な法学教育を土台として、法と政治についての高度な専門知識を授け、正義と公平を旨とするリーガルマインドをもって現代社会の諸課題に積極的に取り組む市民の育成を目指して、教育研究を行う。
- (4) 国際学部国際学科は、異文化理解と多文化共生を育み、豊かな国際感覚と優れたコミュニケーション能力を身につけるとともに、幅広い教養と専門性を備え、チームワークとリーダーシップをもって、国際的なビジネス・市民社会で活躍できる人材の養成を目指して、教育研究を行う。

第2条の2 本大学に各学部の共通教育科目等を一括して運営するため、教養部を置く。

第2条の3 本大学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、別に定める。

第3条 各学部学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
経済学部	経済学科	200名	800名
経営学部	経営学科	200名	800名
法学部	法律学科	260名	1,040名
国際学部	国際学科	200名	800名

第3章 授業科目

第4条 本大学の授業科目を共通教育科目と専門教育科目に分ける。

- 2 共通教育科目は、別表1のとおりとする。
- 3 各学部において開設する専門教育科目は、別表2のとおりとする。

第4章 修業年限、履修方法及び単位

第5条 本大学の修業年限は、4年とする。

- 2 在学年数は、8年を超えることができない。

第6条 削除

第7条 各学部学科の学生の卒業に要する単位数は、次のとおりとする。

(1) 経済学部経済学科

授業科目	単位数
共通教育科目	30単位以上
専門教育科目	80単位以上
その他、共通教育科目及び専門教育科目から14単位	
合計	124単位

(2) 経営学部経営学科

授業科目	単位数
共通教育科目	30単位以上
専門教育科目	80単位以上
その他、共通教育科目及び専門教育科目から14単位	
合計	124単位

(3) 法学部法律学科

授業科目	単位数
共通教育科目	40単位以上
専門教育科目	70単位以上
その他、共通教育科目及び専門教育科目から14単位	
合計	124単位

(4) 国際学部国際学科

授業科目	単位数
共通教育科目	14単位以上

専門教育科目	90単位以上
その他、共通教育科目及び専門教育科目から20単位	
合計	124単位

2 各学部の学生の卒業に要する単位数には、他学部の専門教育科目の履修により修得した単位を含めることができる。

3 履修方法その他細則については、別に定める。

第7条の2 年間に修得すべき標準的な単位数は、31単位とする。

2 前項の単位数を下回る学生には、修学指導を実施する場合がある。

第8条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 外国語は、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験、実習及び体育の実技は、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第8条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 本大学は、文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 前項の授業の方法により修得する単位数は、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

4 本大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。第2項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

第9条 経済学部経済学科及び法学部法律学科にそれぞれの教育課程に応じた中学校及び高等学校の教育職員免許状の所要資格を得させるための課程（教職課程）を置く。

2 教育職員免許状の所要資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づき、必要な授業科目の単位を修得しなければならない。

3 教育職員免許状の所要資格を得ようとする者のために、開設する授業科目及び単位数は、別表3のとおりとする。

4 本大学で取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

経済学部経済学科	中学校 教諭	一種免許状（社会）
	高等学校教諭	一種免許状（地理歴史）
	高等学校教諭	一種免許状（公民）
法学部 法律学科	中学校 教諭	一種免許状（社会）
	高等学校教諭	一種免許状（地理歴史）
	高等学校教諭	一種免許状（公民）

第5章 授業科目修了の認定及び学士の学位

第10条 学生は、指定された期日内に履修希望の授業科目を届け出て承認を得なければならない。

第11条 授業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験その他適当な方法による。ただし、演習、実験、実習及び体育の実技等は、平常の成績によることができる。

第12条 授業科目修了の認定は、学期末又は学年末に行う。

第13条 授業科目修了の認定は、秀・優・良・可・不可に分け、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

第14条 合格した授業科目については、所定の単位の修得を認める。

第14条の2 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

3 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本大学に入学した後の本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、本大学の定めるところにより単位を与えることができる。

5 前各項の定めにより、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

第15条 4年以上在学して、所定の授業科目につき定められた単位を修得した者には、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定し、学位記を授与する。

第16条 前条により卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

経済学部 経済学科 学 士（経済学）

経営学部 経営学科 学 士（経営学）

法 学 部 法律学科 学 士（法 学）

国際学部 国際学科 学 士（国際学）

第6章 学年・学期及び休業日

第17条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 学年は、次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から 9月30日まで

秋学期 10月1日から 翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、春学期の終期及び秋学期の始期を変更することができる。

第19条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、本大学創立記念日（4月26日）
 - (2) 春季休業 3月21日から 4月 7日まで
 - (3) 夏季休業 8月 1日から 9月30日まで
 - (4) 冬季休業 12月24日から 1月 7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第7章 入学、転学部、転学科、休学及び退学

第20条 入学の時期は、毎学年始めとする。

第21条 本大学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校の卒業生
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本大学が認めた者

第22条 入学者は、検定によって決定する。入学者検定の方法は、その都度定める。

第23条 入学に必要な手続は、別に定める。

第24条 本大学に編入学又は転入学を願い出る者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により、入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学（外国の大学を含む。）に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (2) 短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業した者
- (3) 高等専門学校を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- (5) その他相当の年齢に達し、前各号に規定する者と同等以上の学力があると本大学が認めた者

第25条 本大学に在学する者で、転学部又は転学科を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。

第26条 第24条及び第25条の取扱いに関しては、別に定める。

第27条 学生が疾病その他やむを得ない事由のため、休学又は退学を願い出たときは、これを許可することがある。

- 2 休学の期間は、継続2年以内とし、通算して4年を超えることができない。
 - 3 休学期間は、第5条及び第15条に規定する在学期間に算入しない。
- 第28条 前条により退学した者が再入学を願い出たときは、選考の上、許可することがある。
- 2 前条により休学した者が復学を願い出たときは、許可を得て復学することができる。
- 第28条の2 入学、転学部、転学科、休学、退学、再入学及び復学は、教授会の審議を経て、学長が許可する。
- 第29条 他の大学へ入学又は転学を願い出ようとする者は、教授会の審議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第8章 留学及び外国人留学生

- 第30条 本大学と学生交換に関する協定を締結している外国の大学又はその他の外国の大学に留学を希望する者がいるときは、これを許可することがある。
- 2 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学に入学を願い出る者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
 - 3 前項の外国人留学生に対しては、第4条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置く。日本語科目及び日本事情に関する科目について、その開設する授業科目及び単位数は、別表4のとおりとする。
- 第30条の2 留学及び外国人留学生の入学は、教授会の審議を経て、学長が許可する。
- 第31条 留学及び外国人留学生の取扱いに関しては、別に定める。

第9章 聴講生、科目等履修生及び単位互換履修生

- 第32条 特定の授業科目について聴講を願い出る者がいるときは、選考の上、聴講生として許可することがある。
- 2 聴講生の取扱いに関しては、別に定める。
- 第32条の2 特定の授業科目について科目等履修を願い出る者がいるときは、本学学生の修学の妨げにならない限り、選考の上、科目等履修生として許可することがある。
- 2 科目等履修生がその履修した授業科目の試験を受け、合格した科目については、単位を与える。
 - 3 科目等履修生の取扱いに関しては、別に定める。
- 第32条の3 本大学と協定のある他大学の学生で、協定に基づき本大学が提供する授業科目について履修を願い出る者がいるときは、選考の上、単位互換履修生として許可することがある。
- 2 単位互換履修生の取扱いに関しては、別に定める。

第10章 賞罰

- 第33条 特に学術、課外活動等において顕著な功績があり、他の学生の模範となる者は、これを表彰する。
- 第34条 学生に本大学の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると認めるときは、懲戒を加える。
- 第35条 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。退学は、次の各号の一に該当する者

について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
 - (4) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 2 学生懲戒の取扱いに関しては、別に定める。

第11章 入学検定料、科目等履修生検定料、転学部検定料、転学科検定料、 入学金、授業料、在籍料、聴講料、履修登録料及び履修料

第36条 本大学に入学を出願する者は、別表5に定める入学検定料を納付しなければならない。

2 科目等履修生として出願する者は、別表6に定める科目等履修生検定料を納付しなければならない。

3 転学部又は転学科を出願する者は、別表7に定める転学部検定料又は転学科検定料を納付しなければならない。

第37条 本大学に入学を許可された者は、別表8に定める入学金を納付しなければならない。

第38条 学生は、別表9に定める授業料を納付しなければならない。

2 所定の期間内に休学願を提出しこれが許可された場合は、前項にかかわらず、別表10に定める在籍料を納付しなければならない。

第38条の2 本大学は、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、入学金及び授業料の減免を実施する。

2 前項の減免の取扱いについては、別に定める。

第39条 聴講生は、別表11に定める聴講料を納付しなければならない。

第39条の2 科目等履修生は別表12に定める履修登録料及び履修料を納付しなければならない。

第40条 入学検定料、科目等履修生検定料、転学部検定料、転学科検定料、入学金、授業料、在籍料、聴講料、履修登録料及び履修料等の徴収については別に定める。

第41条 既納の入学検定料、科目等履修生検定料、転学部検定料、転学科検定料、入学金、授業料、在籍料、聴講料、履修登録料及び履修料等は、別に定めのある場合を除き返還しない。

第42条 授業料、在籍料その他の学費の納付を怠った者は、除籍する。

2 前項により除籍された者が復籍を願い出たときは、選考の上許可することがある。

第12章 教職員組織

第43条 本大学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 教職員に関する規定は、別に定める。

第43条の2 学長は、大学を代表し、建学の理念に基づき、学則その他制規の定めるところにより学務を統括運営する。

第13章 図書館

第44条 本大学に図書館を置く。

2 図書館に関する規定は、別に定める。

第14章 附属研究機関

第45条 本大学に次の附属研究機関を置く。

- (1) 21世紀社会総合研究センター
- (2) 地域総合研究所
- (3) アジア研究所
- (4) アジア太平洋研究センター

2 前項に規定する研究機関に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 教授会

第46条 本大学に学部教授会及び教養部教授会を置く。

第47条 削除

第48条 削除

第49条 削除

第50条 各学部及び教養部教授会は、各学部及び教養部所属の教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成され、各学部長又は教養部長が招集して議長となる。

第51条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、再入学及び卒業
- (2) 学位の授与
- (3) 教育課程編成に関する事項
- (4) 学生の転学部、転学科、他大学への入学又は転学、休学、退学、復学及び留学に関する事項
- (5) 学生の懲戒処分に関する事項
- (6) 教員資格審査に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長、学部長及び教養部長（以下、「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第52条 各学部及び教養部の教授会に関する規定は、別に定める。

第16章 大学協議会

第53条 本大学に大学の運営に関する重要事項について審議するため、大学協議会を置く。

第54条 削除

第55条 削除

第56条 大学協議会に関する規定は、別に定める。

附則

本学則は昭和46年4月1日から実施する。

本学則（改正）は昭和48年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和49年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和50年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和52年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和53年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和54年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和55年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和56年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和56年10月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和57年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和58年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和59年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和60年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和61年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和62年4月1日から施行する。

本学則（改正）は昭和63年4月1日から施行する。

本学則（改正）は平成元年4月1日から施行する。

本学則（改正）は平成2年4月1日から施行する。

本学則（改正）は平成3年4月1日から施行する。

本学則（改正）は平成3年9月1日から施行する。

本学則（改正）は平成4年4月1日から施行する。

本学則（改正）は平成5年4月1日から施行する。

本学則（改正）は平成6年4月1日から施行する。

ただし、第36条第2項の規定は、平成6年度の科目等履修生出願者から適用する。

本学則（改正）は平成7年4月1日から施行する。ただし、第36条第1項別表5の入学検定料は、平成7年度の入学出願者から、第38条別表8（1）の授業料は、平成7年度入学者の入学手続時から適用する。

本学則（改正）は平成7年8月1日から施行する。

本学則（改正）は平成8年4月1日から施行する。ただし、第38条別表8（1）の授業料は、平成8年度入学者については入学手続時から適用する。

本学則（改正）は平成9年4月1日から施行する。ただし、第38条別表8（1）の授業料は、平成9年度入学者については入学手続時から適用する。

本学則（改正）は平成10年4月1日から施行する。ただし、第38条別表8（1）の授業料は、平成10年度入学者については入学手続時から適用する。

本学則（改正）は平成11年4月1日から施行する。ただし、第38条別表8（1）の授業料は、平成11年度入学者については入学手続時から適用する。

本学則（改正）は平成12年4月1日から施行する。ただし、第38条別表8（1）の授業料は、平成12年度入学者については入学手続時から適用する。

本学則（改正）は平成13年4月1日から施行する。ただし、別表8（1）の授業料は、

平成13年度入学者については入学手続時から適用する。

本学則（改正）は平成14年4月1日から施行する。ただし、別表8（1）の授業料は、平成14年度入学者については入学手続時から適用する。

本学則（改正）は平成15年4月1日から施行する。ただし、別表8（1）の授業料は、平成15年度入学者については入学手続時から適用する。

本学則（改正）は平成16年4月1日から施行する。

本学則（改正）は平成17年4月1日から施行する。ただし、別表8及び別表9の入学金及び授業料は、平成17年度入学者については入学手続時から適用する。

本学則（改正）は平成18年4月1日から施行する。

本学則（改正）は平成19年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成19年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。

附則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。
ただし、別表1、別表2、別表3（1）及び別表4の新規開設科目については、平成21年度以前の入学者にも適用する。

附則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。
ただし、別表1、別表2及び別表4の新規開設科目等については、平成22年度以前の入学者にも適用する。

附則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。
ただし、別表1、別表2及び別表4の新規開設科目等については、平成23年度以前の入学者にも適用する。

附則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。
ただし、別表1及び別表2の新規開設科目等については、平成24年度以前の入学者にも適用する。
- 3 経済学部経済学科及び法学部法律学科の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成25年度、平成26年度及び平成27年度については次のとおりとする。

学 部	平成25年度	平成26年度	平成27年度
学 科			

経済学部 経済学科	920名	1,040名	1,160名
法学部 法律学科	860名	920名	980名

附則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。
ただし、別表1及び別表2の新規開設科目等については、平成25年度以前の入学者にも適用する。
- 3 経済学部経済学科及び経済学部経営学科の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成26年度、平成27年度及び平成28年度については、次のとおりとする。

学部 学科	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経済学部 経済学科	880名	840名	800名
経済学部 経営学科	160名	320名	480名

附則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。
ただし、別表1及び別表2の新規開設科目等については、平成26年度以前の入学者にも適用する。

附則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。
ただし、別表1、別表2及び別表3の新規開設科目等については、平成27年度以前の入学者にも適用する。
- 3 国際学部国際学科の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成28年度、平成29年度及び平成30年度については次のとおりとする。

学部 学科	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国際学部 国際学科	140名	280名	420名

附則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。
ただし、別表1、別表2及び別表4の新規開設科目等については、平成28年度以前の入学者にも適用する。

附則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。
ただし、別表2(1)の2及び別表2(3)の新規開設科目については、平成29年度以前の入学者にも適用する。

附則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第2条、第3条、第7条、第16条、別表1、別表2、別表3及び別表5から別表12までの改正は、平成31年度入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。ただし、別表1(1)(3)及び別表2(1)(3)(4)の新規開設科目等については、平成30年度以前の入学者にも適用する。
- 3 経済学部経済学科、経営学部経営学科の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成31年度、平成32年度及び平成33年度については次のとおりとする。

学 部 学 科	平成31年度	平成32年度	平成33年度
経済学部 経済学科	680名	720名	760名
経営学部 経営学科	200名	400名	600名

- 4 経済学部経営学科については、改正後の学則にかかわらず、当該学科に在籍する者が在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

附則

- 1 この学則は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 国際学部国際学科の収容定員は、改正後の第3条の規定にかかわらず、平成32年度、平成33年度及び平成34年度については次のとおりとする。

学 部 学 科	平成32年度	平成33年度	平成34年度
国際学部 国際学科	620名	680名	740名

附則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学者の授業科目については、なお従前の例による。ただし、別表1(1)(2)(3)及び別表2(3)(4)の新規開設科目等については、令和元年度以前の入学者にも適用する。

附則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和2年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の2の規定は、令和2年度春学期から適用する。

附則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第7条、別表1、別表2及び別表4の改正は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前の入学者の卒業要件及び授業科目等については、なお従前の例による。ただし、別表2（1）（3）（4）の新規開設科目等については、令和2年度以前の入学者にも適用する。